

広島市告示第237号

平成27年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員
企画総務局東京事務所
次長 稲田 照彰
- 2 委任した事務
刊行物の売払代金の収納（東京事務所における収納に限る。）
- 3 委任年月日
平成27年4月1日
- 4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（中区）第66号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
広島市中区大手町四丁目1番1号
社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会
代表者 会長 近藤 隼興
- 2 委託した期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（中区）第67号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋I S Pタマビル
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表者 代表理事 藤田 徹
- 2 委託した期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（中区）第68号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表者 代表理事 藤田 徹
- 2 委託する期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（中区）第69号

平成27年4月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第70号

平成27年4月8日

基町自転車等駐車場、大手町自転車等駐車場及び新白鳥駅A内に長期間駐車されていた下記自転車等については、4月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第71号

平成27年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第72号

平成27年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第73号

平成27年4月15日

基町自転車等駐車場、大手町自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(中区)第74号

平成27年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課(市役所サービス・コーナー及び旅券センター)
所長 馬場 勇治ほか19名 別紙のとおり。
- 2 委任させた事務
 - (1) 戸籍全部事項証明等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、外国人登録記載事項証明書、身分証明書並びに印鑑登録証明書の手数料の収納
 - (2) 徴収に係る諸証明書の手数料の収納
 - (3) 収入印紙売りさばき代金の収納
- 3 委任年月日
平成27年4月1日
- 4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
(別紙)

市役所サービス・コーナー及び旅券センター区分任出納員

所長	馬場 勇治
主任	正木 祥史
主任	山田 郁志
事務推進員	畝川 愛子
事務推進員	小川 純枝
事務推進員	星野 直子
事務推進員	山本 富士子

事務推進員	岩田 和枝
事務推進員	小池 由美
事務推進員	萩原 美恵
事務推進員	沖元 紀子
事務推進員	鉦 聖子
事務推進員	永田 美幸
事務推進員	塩尻 幸智江
事務推進員	有田 佳世
事務推進員	堤本 深雪
事務推進員	国澤 有記
事務推進員	有馬 千代
事務推進員	大澤 友美
事務推進員	森本 直子

広島市告示(中区)第75号

平成27年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)
戸籍係長 安藤 雅子
主 事 前 和秀
主 事 増田 孝枝
主 事 瀬来 優
主 事 水野 真理
主 事 河岡 茉依
主 事 藤本 星香
- 2 委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納(区役所時間外窓口の収納に限る。)
- 3 委任年月日
平成27年4月1日
- 4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(中区)第76号

平成27年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた区分任出納員
中区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)
日直員 徳永 加苗

日直員 石川 文伸
日直員 井手 義則
日直員 原 千亜紀

2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



広島市告示（中区）第77号
平成27年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第78号
平成27年4月21日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略



広島市告示（中区）第79号
平成27年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第80号
平成27年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第81号
平成27年4月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第82号
平成27年4月23日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略



広島市告示（中区）第83号
平成27年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第84号
平成27年4月24日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略



広島市告示（中区）第85号
平成27年4月24日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法

律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月24日から平成27年5月9日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	中2区62号線	広島市中区吉島東一丁目558番20地先から 広島市中区吉島東一丁目558番11地先まで	旧	メートル 3.80 ～ 4.00	メートル 60.47
			新	メートル 5.57 ～ 6.06	メートル 60.47

広島市告示(中区)第86号

平成27年4月24日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月24日から平成27年5月9日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	中2区62号線	広島市中区吉島東一丁目558番20地先から 広島市中区吉島東一丁目558番11地先まで	平成27年4月24日

広島市告示(中区)第87号

平成27年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第88号

平成27年4月28日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第89号

平成27年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第90号

平成27年4月28日

大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第91号

平成27年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第92号

平成27年4月28日

袋町自転車等駐車場及び新白鳥駅B自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第40号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市東区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号
社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会
代表者 会長 萩原 真

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（東区）第41号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市温品福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号
社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会
代表者 会長 萩原 真

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（東区）第42号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市戸坂福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号
三栄パブリックサービス株式会社
代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（東区）第43号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市中山福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（東区）第44号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、新牛田公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区小町4番33号
中国企業株式会社
取締役社長 畝川 寛

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（東区）第45号

平成27年4月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第46号

平成27年4月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり変更しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 変更する道路の指定番号 第1号

2 変更する道路の指定年月日 平成27年4月13日

3 道路の位置 広島市東区上温品四丁目63番6の一部

4 幅員 5.00メートル

5 延長 5.00メートル

広島市告示（東区）第47号

平成27年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保

管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示
します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第48号**

平成27年4月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成27年4月14日
- 3 道路の位置 広島市東区尾長東三丁目928番1地先道
- 4 幅員 4.16～5.97メートル
- 5 延長 13.67メートル

~~~~~  
広島市告示（東区）第49号

平成27年4月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成27年4月14日
- 3 道路の位置 広島市東区中山東一丁目2027番1の一部、2027番3の一部、2029番5の一部、及び2030番3の一部
- 4 幅員 5.0～10.15メートル
- 5 延長 29.41メートル

~~~~~  
**広島市告示（東区）第50号**

平成27年4月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第51号

平成27年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示
します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第52号**

平成27年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第53号

平成27年4月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示
します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員
東区役所市民部市民課（戸坂連絡所）
主任 繁本 直子
主任 吉良 典子
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日
平成27年4月1日
- 4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第54号**

平成27年4月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示  
します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）  
日直員 竹内 昌子 日直員 和田 和代

日直員 和高 百貴代 日直員 村上 俊明

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日  
 平成27年4月1日

4 委任期間  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

広島市告示（東区）第55号
 平成27年4月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の
 46第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事
 務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告
 示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分出納員
 東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
 係長 升原 純子 主査 五百藏 一博
 主事 河本 英孝 主事 川端 留奈
 課長補佐 稲葉 瑞穂 主査 佐古 康典
 主事 秋田 一恵

2 委任させた事務
 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
 第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日
 平成27年4月1日

4 委任期間
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（東区）第56号**  
 平成27年4月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
 条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保  
 管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示  
 します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（南区）第46号
 平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1
 項の規定に基づき、広島市南区地域福祉センターの使用料の収納
 事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示
 します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者
 所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号
 名 称 社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会
 代表者 会長 向江 清

2 委託した期間
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第47号**  
 平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
 項の規定に基づき、広島市出島福祉センターの使用料の収納事務  
 を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示しま  
 す。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者  
 所在地 広島市中区基町5番44号  
 名 称 三栄パブリックサービス株式会社  
 代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

広島市告示（南区）第48号
 平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1
 項の規定に基づき、広島市東雲老人福祉センター及び広島市宇高
 老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、
 同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者
 広島市南区皆実町1丁目4番46号
 社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会
 代表者 会長 向江 清

2 委託期間
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第49号**  
 平成27年4月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の  
 46第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務  
 の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示  
 します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分出納員  
 南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）  
 日直員 矢野 秀樹 係長 藤川 薫  
 日直員 八倉 淑恵 主査 原田 輝明

日直員 星島 環 主 査 森下 直明  
 日直員 渡辺 美幸 主 事 村岡 恭子  
 主 事 堀 千晶

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条第9号，第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（南区）第50号

平成27年4月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4  
 6第4項の規定に基づき，南区役所市民部市民課区出納員事務の  
 一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示し  
 ます。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部区政調整課（青崎連絡所）

主 任 信部 佳代子 主 査 上瀬 俊也  
 主 任 岩本 登志子 主 査 谷川 芳樹  
 課長補佐 片山 明治 主 査 北野 裕臣  
 主 幹 山本 輝昭 主 事 小田 康二  
 主 幹 梶山 英治 主 事 宮尾 めぐみ  
 主 査 木村 睦彦 主 事 笹原 さやか

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条第1号，第3号，第9号，第10号，第13号及び第1  
 6号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（南区）第51号

平成27年4月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
 条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，  
 保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第52号

平成27年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
 条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，  
 保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第53号

平成27年4月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
 条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し，  
 保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第54号

平成27年4月16日

広島駅南口第二駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転  
 車等については，4月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動  
 したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等につい  
 ては，処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（南区）第55号

平成27年4月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
 条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，  
 保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（南区）第56号

平成27年4月20日

青崎一丁目自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の  
 自転車等については，4月17日に広島市西部自転車等保管所へ  
 移動したので，告示します。

なお，1か月間保管した後，申出のない自転車等については，  
 処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（南区）第57号

平成27年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
 条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，  
 保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實



広島市告示(南区)第58号

平成27年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第59号

平成27年4月24日

広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第60号

平成27年4月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月28日から同年5月12日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                             | 旧新別 | 敷地の幅員               | 敷地の延長  |
|-------|---------|----------------------------------|-----|---------------------|--------|
| 市道    | 南2区10号線 | 南区東青崎町9番19地先から<br>南区東青崎町9番19地先まで | 旧   | 3.08m<br>～<br>5.71m | 37.23m |
|       |         |                                  | 新   | 3.51m<br>～<br>8.30m | 37.23m |

広島市告示(南区)第61号

平成27年4月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月28日から同年5月12日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                           | 供用開始の期日    |
|-------|---------|----------------------------------|------------|
| 市道    | 南2区10号線 | 南区東青崎町9番19地先から<br>南区東青崎町9番19地先まで | 平成27年4月28日 |

広島市告示(南区)第62号

平成27年4月28日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第五駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第63号

平成27年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第44号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、竜王公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 委託を受けた者  
広島市中区大手町五丁目3番12号  
株式会社第一ビルサービス  
代表取締役 杉川 聡
- 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(西区)第45号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、西部埋立第五公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 委託を受けた者  
広島市南区松川町5番9号  
株式会社オオケン  
代表取締役 大中 恒男
- 委託した期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(西区)第46号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号(広島商工会議所ビル内)

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(西区)第47号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号

池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表者 代表理事 藤田 徹

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(西区)第48号

平成27年4月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第49号

平成27年4月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第50号

平成27年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第51号

平成27年4月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号

第1号

2 指定年月日

平成27年4月14日

3 道路の位置

広島市西区庚午中二丁目123番の一部

4 幅員及び延長

幅員 4.20~4.30メートル

延長 22.42メートル

広島市告示(西区)第52号

平成27年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第53号

平成27年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第54号

平成27年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市